

兵庫県公報

令和2年10月23日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……………	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程 ……………	2

公布された法令のあらまし

- 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第12号）
行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月23日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第12号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事の事務部局の款地方機関の項中

「(13) 県立健康科学研究所の危機管理部長 |」

を

「(13) 県立健康科学研究所の危機管理部長 |」

「(13)の2 子ども家庭センターの分室長 |」

に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款子ども家庭センターの項を次のように改める。

子ども家庭センター	1 子ども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務 企画課長 総務課長
	2 分室長

附 則

この規則は、令和2年10月26日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月23日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第5号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 子育て家庭センターの項中 「 | 所 長 | 」 を 「 | 所 長 |
| 参 事 | 」 に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月26日から施行する。